

知らなかったな特別休暇編



今度、子どもが生まれるので
育児休業を取得しようと思いますが手続きを
教えてください。

素晴らしいですね！
ところでどの程度の期間、休暇を取得する予定ですか？

10日間の予定です。

それでしたら、まず特別休暇の取得も考えられますよ。
下のフローチャートをご覧くださいね。



妻が出産のために入院する日から
出産後2週間以内に該当する

Yes

配偶者出産休暇：2日
入退院の付き添いや出産の立ち会い時

No ↓

妻の出産予定日の8週間前から
出産後8週間以内に該当する

Yes

育児参加休暇：5日

No ↓

子どもが3歳未満である

Yes

子の養育休暇：3日／それぞれの年齢毎

No ↓

義務教育終了前の子がおり
学校等の行事がある

Yes

行事参加休暇：3日／1年毎(1月～12月)

No ↓

子、配偶者、父母等同居の親族が
負傷又は疾病により看護が必要である

Yes

看護休暇：7日／1年毎(1月～12月)
ただし小学校就学前の子が2人以上いる場合は10日

No ↓

特別休暇には該当しませんが
仕事と家庭の調和のために年次休暇を取得しましょう。



育児のための特別休暇がこんなにあるなんて
知らなかったです。
これなら所得も減らず、育児に参加できて大変嬉しいです。

男性も取得できる育児に関する休暇制度はたくさんあります。
積極的に取得していただくとパートナーの負担も減り、
女性活躍にもつながりますね。



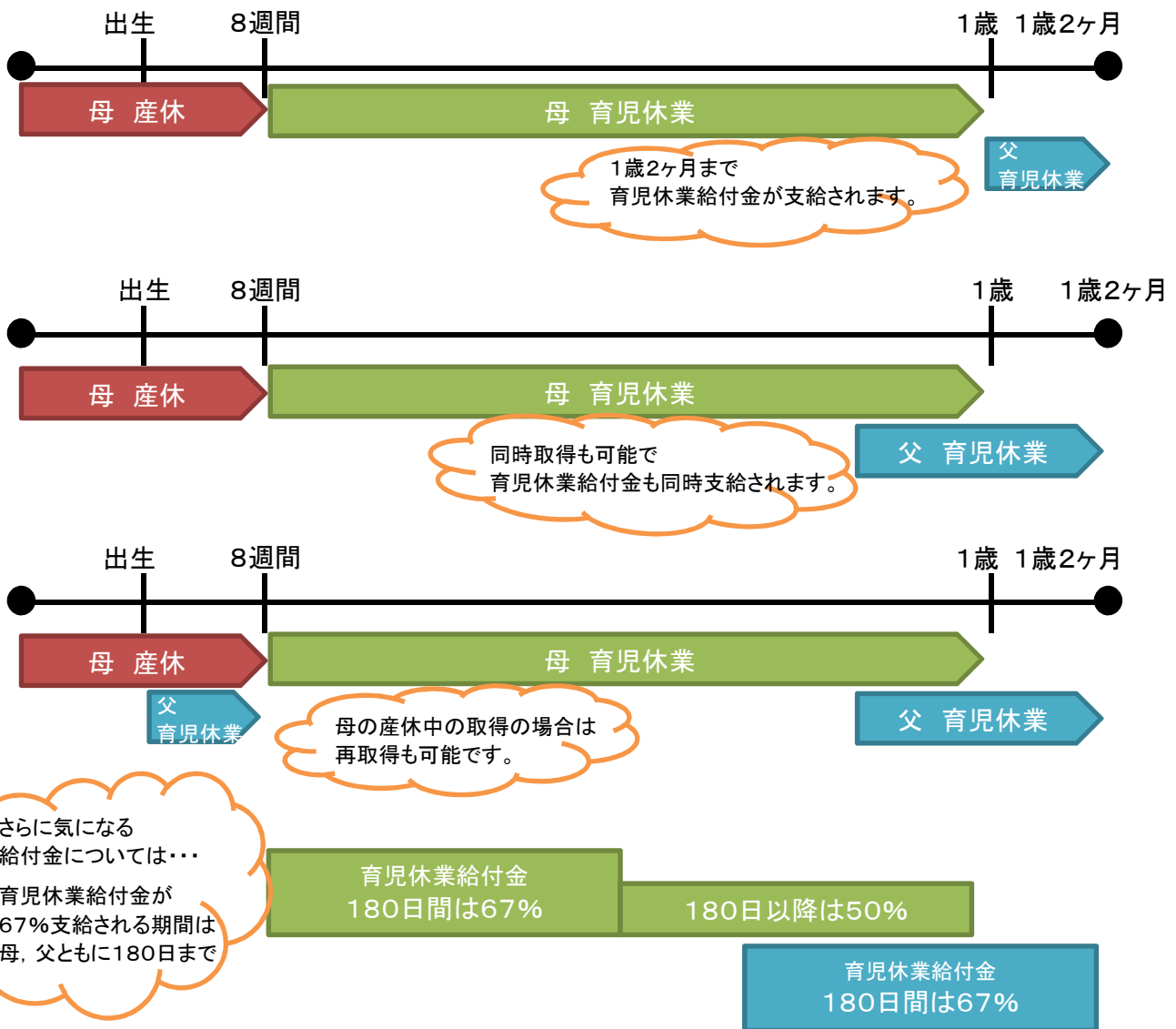
お問い合わせ先
人事労務課
内線(2123)

パパ・ママ育休プラスで育児休業を取得してみよう



子どもが生まれました！
育児に積極的に参加したいのです！
男性が育児休暇を取得しやすくなったと聞きますが…。

おめでとうございます！！
そうですね。実際には男性の育児休業取得率は女性の取得率と大きな差がありますもんね。
しかし、制度的には男性も育休を取る場合には下記のようなポイントがあるんですよ。



ところで女性は男性が育児休業を取得すると助かりますか？
どのように育児に協力できるでしょうか？

産後すぐに取得してもらえればやはり慣れない育児の助けになりますし、上のお子さんがある場合は更に助かるかと思えます。また、女性の職場復帰時に取得してもらうことは復帰後の心強いサポートになりますよ！



お問い合わせ先
人事労務課
内線(2123)